

# 令和6年度まち並み整備事業 補助金申請受付を3月21日(木)から開始します！

令和6年度まち並み整備事業の補助金申請の受付を3月21日(木)から開始します。  
募集を行う事業は、以下の3種類です。

## ①建物の色彩統一事業 ②廃屋の解体撤去事業 ③宅地の景観整備事業

本事業は、童話村をテーマとするまちにふさわしい景観づくりを、町全体で一丸となって進めることを目的としています。詳細は以下のとおりです。

補助金の交付決定を受けてから工事に着手してください！

### 1【補助の種類】

①建物の色彩統一事業・・・建物の屋根、外壁を推奨色にする経費の一部を補助します。  
※推奨色については、裏面をご確認ください。

②廃屋の解体撤去事業・・・危険な廃屋等を解体・撤去する経費の一部を補助します。

③宅地の景観整備事業・・・前庭空間(道路(歩道)から住宅までの間)及び隣地際の整備(インターロッキングや芝生など)をする経費の一部を補助します。

### 2【補助の申請者】

補助の申請をすることができる方は、町民及び事業者、滝上町内に所在する土地及び建物の所有者並びに管理者です。(国及び地方公共団体は除きます。)



### 3【補助対象及び補助額】

①対象区域は、町内一円とします。

②補助金額は、別表の上限額までの範囲内で、事業経費(消費税額を除く)の2分の1の額とします。 ※千円以下の端数については切り捨てます。

③国、北海道及び町から他の補助金がある場合は対象外とします。また、町から別の補助金を受けている住宅等は、交付を受けた日から10年間は対象外とします。

### 4【申請手続きの仕方】

役場まちづくり推進課窓口より交付申請書等を受け取り、必要事項を記入・押印のうえ、下記の必要書類を添えて【まちづくり推進課 まちづくり推進係】に提出してください。

受付期間が終了次第、申請内容を審査して結果を申請者に通知します。

※必要書類・・・①位置図、平面図、立面図等 ②経費内訳書又は見積書

**【申請期限】令和6年4月19日(金)まで**

### 5【申請書提出先・問合せ先】

役場 まちづくり推進課 まちづくり推進係 (電話 29-2111、内線 254・271)

### 別表














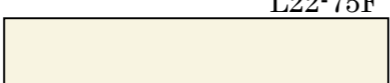






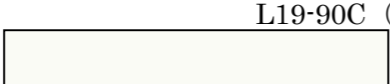
区分	種類		補助上限額		備考
	工種	種類	屋根	外壁	
建物の色彩統一事業	増・改築	住宅等	10万円	50万円	色を塗り替える場合、増・改築の場合に適用ただし、住宅等及び農業施設等の屋根の塗り替えに限り、特に利用促進している推奨色を利用の場合には補助上限額を15万円とする。
		物置等	5万円	5万円	
		農業施設等	10万円	50万円	
	新築	農業施設等	50万円(定額)		屋根、壁両方を推奨色にした場合に限り適用
	物置等のみを建設する場合	5万円(定額)			
1. 屋根、外壁は滝上町景観ガイドプランに基づき、推奨色で統一することとする。 2. 外壁は原則として四方を施工することとし、かつ外壁1面に付き(開口部を含む)3分の2以上を推奨色とする。 3. 仕上げは、塗装仕上げ又は素材仕上げ(サイディング・レンガなど)も対象とする。 4. 素材仕上げの場合は、塗装した場合の費用に置き換えて町が算出した額とする。 5. 原則として完成後10年間は色彩を維持することとし、10年間は同一の助成は受けられないものとする。 ※労働安全衛生規則により、2メートル以上の作業場所には作業床(足場)の設置義務がありますのでご注意ください。					
廃屋の解体撤去事業	住宅等	(木造)	床面積に【8,550円】を乗じた金額、又は100万円のいずれか少ない金額		
		(鉄骨造)	床面積に【6,400円】を乗じた金額、又は100万円のいずれか少ない金額		
	(鉄筋コンクリート造)	床面積に【10,650円】を乗じた金額、又は100万円のいずれか少ない金額			
	物置等	10万円(床面積6㎡以上を対象とする)			
1. 解体後の跡地は、景観を損ねることの無いよう管理すること。					
宅地の景観整備事業	種類	補助上限額			
	前庭、隣地際	10万円(補助下限額5万円)			
1. 前庭空間(道路(歩道)から住宅までの間)及び隣地際を整備する経費とする。 2. 工種は、インターロッキング・舗装・芝生整備を対象とする。 3. 原則として完成後10年間は転用することはできないものとし、10年間は同一の助成は受けられないものとする。					

### 【用語の解説】

- ・住宅等とは・・・住宅、店舗、事務所等をいいます。
- ・物置等とは・・・物置、車庫等をいいます。
- ・農業施設等とは・・・農業施設、工場等をいいます。
- ・廃屋とは・・・1年以上居住又は利用が無く、今後も居住又は利用する予定がない老朽化した建築物のうち、町民の安心・安全な生活に対して重大な損害の恐れがあるもの、及び景観形成に支障のあるものをいいます。


## 【使用する推奨色について】

**屋根と外壁それぞれ、表中の色を使用してください。**

屋 根	外 壁
※記号・番号は色票番号（マンセル値）  L09-30F (10R3/3)	※記号・番号は色票番号（マンセル値）  L22-90C (2.5Y9/1.5)
 L09-50L (10R5/6)	 L22-85C (2.5Y8.5/1.5)
 L09-40L (10R4/6)	 L22-90D (2.5Y9/2)
 L09-30L (10R3/6)	 L22-85F (2.5Y8.5/3)
 L05-30T (5R3/10)	 L22-80F (2.5Y8/3)
 L09-50T (10R5/10)	 L22-75F (2.5Y7.5/3)
 L12-50H (2.5YR5/4)	 L25-92B (5Y9.2/1)
 L12-50L (2.5YR5/6)	 L25-90B (5Y9/1)
 L12-30H (2.5YR3/4)	 L15-90A (5YR9/0.5)
 L15-40H (5YR4/4)	 L19-90C (10YR9/1.5)
	 LN-93 (N9.3)

既に着手している工事については、補助金の対象になりません！

注：上記の色彩は印刷による再表現のため、正確なものではありません

・・・特に利用促進している推奨色。

## 補助金を申請する際の注意事項

☆補助金の交付決定を受けてから工事に着手してください！

補助金を申請する段階で、工事に着手している場合は、申請を受け付けることはできません。  
補助金の申請期間（令和6年3月21日～4月19日）終了後、5月上旬を目途に補助金の申請結果をお知らせいたします。補助金の交付が決定した工事については、補助金の交付決定通知書が届いた後に着手してください！

### ☆申請すれば必ず補助される訳ではありません！

補助金は限られた予算の範囲内で、申請された書類や現地調査などを踏まえ、「童話村まちづくり景観形成推進審査委員会」の審査を経て決定されます。

申請内容や予算の状況によっては、必ずしも補助金が交付されるものではありません。

### ☆よくある質問と回答

- 質問① 申請書の提出が遅くなりそうだが、補助決定において不利になってしまうのか？  
回答① 補助決定の際、申請書の提出順は関係ありません。審査を行い補助決定するので、申請期限に間に合えば、申請書の提出が遅くなることで不利になることはありません。
- 質問② 自分で施工した場合は補助対象になるのか？  
回答② 自らの手で工事を行った場合、材料代、廃材処理費、賃料等が対象となります。支払いが定かでない身内への労賃は対象とはなりません。
- 質問③ 「ずっと住まいるたきのうえ！」支援事業の補助金と一緒に使えるのか？  
回答③ 「建物の色彩統一事業」では一緒に使うことはできません。「宅地の景観整備事業」では一緒に使うことができます。
- 質問④ 工事が終了し、工事代金を施工業者に支払う前でも、補助金はもらえるのか？  
回答④ 原則、工事代金をお支払いしていただいた後でなければ、補助金はお支払いできません。
- 質問⑤ 屋根の塗装をする場合、屋根の補修は対象になるのか？  
回答⑤ 屋根の穴をふさいだり、屋根材を取り替えたりなどの補修は対象にはなりません。塗装するためにかかる経費が対象となります。
- 質問⑥ 廃屋の解体撤去事業の対象となる基準はあるのか？  
回答⑥ 1年以上居住又は利用の無い住宅等のうち、その構造又は設備が著しく不良であり、危険な廃屋等として判定されたものを対象としています。  
申請された建物すべてについて、役場担当者が現地調査を行い判定します。